

詐欺的な定期購入トラブルへの対策として 最終確認画面での表示義務が強化されました！

全国の消費生活センターでは、詐欺的な定期購入と気づかずに注文(契約)してしまい、トラブルになった方から多くの相談を受けてきました。

6月1日からの改正「特定商取引法」の施行に伴い、定期購入商法に係る表示義務や取消権の行使について下記のとおり変わりました。

① ネットショッピングを行う場合、顧客が“注文確定”の直前段階で下記契約事項を簡単に最終確認できるように表示する必要があります。

- 分量(定期購入契約の場合は各回の分量も表示)
- 販売価格・対価(同 2回目以降の代金も表示)
- 支払い時期・方法(同 各回の請求時期も表示)
- 引渡・提供時期(同 次回分の発送時期等も表示)
- 申込みの撤回、解除に関すること(顧客が見つけやすい位置に表示)
- 申込期間(期間限定販売を行う場合はその期限を明示)



② 事業者側が上記事項について消費者に誤認を与える表示を行った場合、誤認により申込みをした消費者は、取消権を行使できる場合があります。

5 ジェンダー平等を実現しよう



目標5 ジェンダー平等を実現しよう

【 シリーズ SDGs 4 】

～ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る～

(ジェンダー=社会的・文化的な性差 エンパワーメント=潜在能力を引き出すこと)

□ 依然として残る、女性への差別

世界では依然として、女性が差別や暴力を受けています。たとえば女性というだけで大人になる前に結婚を強いられたり、家事を押し付けられたりするのが当たり前という国もあります。先進国においても、雇用、教育、政治・経済への意思決定参加など、さまざまな面で差別が見られます。

□ 日本は世界120位 (156か国中)

世界「男女平等ランキング2021」によると日本は世界120位となっています。読み書き能力、初等教育、出生率の分野では世界1位ですが、国会議員の数では140位、また立法者、高官、管理職数では139位とかなり低くなっています。





県消費生活センターの、 「公式SNS」ができました！



消費者被害防止のための注意喚起情報や、消費者行政施策に関する情報をホームページで発信しています。より幅広い世代に、よりタイムリーに伝えるため、また、より県政を身近に感じてもらうために公式SNSを開設しました。

Twitter



Instagram



ためになる情報が
いっぱいあるケロ！
みんなで見てケロ！

Facebook



LINE



「消費生活出前講座」について

講師が地域へ出向いて、悪質商法や契約トラブルに関する相談事例の紹介、トラブルへの対処法など、消費生活に関する知識を分かりやすくお伝えします。**費用は無料**ですので、ぜひご利用ください。

※講座依頼書を提出いただきますが、まずはお電話でお申し込みください。



6月・7月の無料法律相談会

6月 7日(火) 13:30~15:30

7月 5日(火) 13:30~15:30

業者との契約トラブルや借金問題などについて、弁護士による専門的なアドバイスを**無料**で受けることができます。秘密は守られますので安心してお申し込みください。

【場 所】 最上総合支庁

【時 間】 お一人様30分となります

※事前にお電話でご予約をしてください。

最上消費生活センター

TEL 0233-29-1370
FAX 0233-23-2605

〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 (最上総合支庁 1階)

《受付時間》月曜日~金曜日 午前9時~午後5時

ホームページは「最上消費生活センター情報」で



消費者ホットライン **188** で、最寄りの消費生活センターにつながります。